

第6回研究会における主な議論

第6回研究会における主な議論①

【地方公共団体における行政分野ごとの事務執行上の課題と対応に関する議論】

（対応方策の検討の視点に関する議論）

- 従来は、地方分権とは逆方向に向かうことへの懸念から、基礎自治体を重視するという考え方の下で、個別の事務の効率化についての議論が避けられてきた面があるが、全体の資源が縮減する中で、自治体の側で事務執行が難しくなっており、対応が求められている。集権にならないように注意して議論することが必要だが、事務執行の場面でのきめ細かいフェーズ毎の考察は正当化できるのではないか。
- 事務の性質に応じて、自治のあり方、事務執行のあり方を考えていくという議論はどこかで打ち出した方がいいのではないか。これまでは地方六団体からの要望もあり、定型的なものは共同処理が望ましいという議論だったが、一般的にどこまで広げるかとなると、いくらでも集権的な仕組みになり得る。原則はやはり自治であり、自治のあり方、自治と事務の執行との関係性から再定義するということを言った方がよいのではないか。
- 今回の分析を様々な事務にどう当てはめていくか、一定の方式で行うという方法論の説明が必要なのではないか。その際には、事務の粒度がどこまで分析されているかが問われることになるが、分析できる粒度には限界があるため、概括の仕方が正当であるという議論をした方がよいのではないか。その意味で、例えば、事務ボリュームとリソースの関係をどう考えるかについて今後の議論に耐え得るものとし、都道府県ごとに議論を行い、事務のあり方を決めることができると望ましいのではないか。
- 事務がそもそも必要なのか、事務自体の廃止があり得るのではないかという観点が必要ではないか。業務改善においては、まず廃止を考え、その後うまく流れるように考えるというフレームワークがあり、この順番で、そもそもなぜその事務があるのかについて考えるべきではないか。

（対応方策を適用する際の方法に関する議論）

- 個々の行政分野ごとに人口減少や社会・経済情勢の変化を踏まえた形で、市町村と都道府県の役割分担の見直しを行うことは重要ではないか。
- 機能や役割分担の整理は、住民や議会から見て、過度に複雑にならないようにする必要があるのではないか。これまでは財源も絡んで、どこまでが国・都道府県・市町村の仕事なのかが分かりづかったため、住民や議会から見て分かりやすくなるようにすべきではないか。
- 内部組織や補助職員の共同設置については、法律改正で新たな仕組みを推進するというメッセージを出したほうが分かりやすいのではないか。
- 内部組織や補助職員の共同設置については、各団体で概括的に事務処理を行っている現状に鑑みると、何らかの事務の切り出しができないと使いづらいのではないか。

(デジタル技術の活用に関する議論)

- 従来は、地方公共財の便益の範囲と人為的に作られた行政区域が異なっていたが、今回の個別分野ごとに対応方策を考えるアプローチは、便益の範囲の変化や地方自治体の供給能力等に合わせて、地方公共財ごとに対応を考えるという意義がある。ただし、その場合には、調整や意思決定に係るコストが増加する可能性があるため、デジタル化によるコスト抑制が必要ではないか。
- デジタル化は、既に各団体において問題意識を持って取り組んでいるため、早く国が方針を出さないと、特にシステム関係については、二重投資、三重投資になってしまう危険性があるのではないか。
- デジタル技術を使う上でどのようにデータベースを整えていくかという観点が必要ではないか。例えば、日本の国勢調査については住民基本台帳とイコールになっておらず、調査員が訪問している一方、ベルギーでは行政記録レジストリがつけられているが、マイナンバーが整備されている以上、日本でも不可能ではないと思う。
- マイナポータルのような行政とのインターフェースをどこに置くのかについても議論することが必要ではないか。新型コロナ対応において、国がワクチン接種システムを作ってうまく行った事例があり、参考になるのではないか。

(公務人材の確保に関する議論)

- 専門性・蓄積性が高い業務については、公務部門と民間部門の共通の担い手を創出し、利益相反に配慮しつつ、双方がそのプールした人材を活用できるような枠組みが必要ではないか。技術職員やデジタル分野だけでなく、福祉・介護施設の監督等においても必要になるのではないか。
- 行政事務とは何かを考えなければならない時期に差し掛かっており、公務員と民間を分けて考えることには限界があるのではないか。フランスでは、準公務員のような形で専門人材をプールして、ジョブ型で派遣する仕組みもあるように、全国規模で人材をプールしていく必要があるのではないか。
- 自治体から審議会の委員の確保に苦労しているとの声を聞くことから、公務人材が他の自治体の審議会の委員を担当できるというような柔軟な働き方や運用体制が考えられるのではないか。
- 魅力ある公務員の確保について、非正規職員の待遇改善は重要ではないか。

（今後の検討の進め方に関する議論）

- 手挙げ方式は分権という意味では良いが、そこに出てきたものに順次対応するときりがなく、全体的に作業量が多くなっている面もあることも踏まえ、今後どのようなアプローチで進めるか考える必要があるのではないかと。
- 今後の対応方策の検討に当たっては、いつまでにどのようにやっていくのか、ロードマップがあるとより明確に課題解決の道の手がかりが見えてくるのではないかと。
- 今後のプロセスについては、どういうKPIを持つか、目標管理型のシステムを入れるかどうか論点となるのではないかと。都道府県や地域ブロックごとにKPIを管理しながら、プッシュ型で進めていくということが考えられるものの、その実現可能性については議論の余地があるのではないかと。
- 対応が急務の案件か時間をかけてよい案件かに応じて、例えば、専門人材の不足が急務であるならば、そこはまず先に緊急避難的に措置することが必要なのではないかと。時間をかけて考える必要があるものについては、対応方策、プロセスの議論になるのではないかと。その際には、事務の執行の対応から自治の実質を考えていく必要があるのではないかと。
- 今後どのように進めていくかについては、帰納的に一つ一つ進めていく方法と、何らかのメルクマールが必要になるのではないかと。このため、個別事務を分析する場と、メルクマールを考えて全体の方向性や戦略を出す場という最低2つの役割を持った検討の場が必要であり、地方制度調査会だけではうまくいかないのではないかと。具体的な制度設計は別としても、何をどこで、どのようなスケジュールで議論するのかのイメージが必要ではないかと。

（都道府県による市町村への支援に関する議論）

- 対応方策を適用する際の方法については、各自治体による自主的な対応が難しいかもしれず、国や都道府県によるプッシュ型の支援が必要ではないか。一方で、都道府県の役割が大きいという方向性が出ていたが、あらゆることを都道府県に期待するのは難しいのではないか。
- 都道府県が音頭を取るという声があったが、都道府県も事務の課題を抱えているのであれば、都道府県と市町村の連携をどうするかという課題の検討がないと、お互いの事務の押しつけ合いになる懸念があるのではないか。
- 都道府県は、市町村の業務の実情に必ずしも通じていないという実態を踏まえると、個別法において都道府県による支援について法的な位置付けを行わない限り、都道府県による自発的な支援を期待することは難しいのではないか。
- 現在の事務配分ではうまくいかないことがあるという認識は共有しており、テーマや地域の実情に応じて課題があることも分かったため、どう進めるか枠組みを考える必要がある。その際には、ボトムアップでないとうまくいかず、市町村から課題を上げるような仕組みを作っていくかといけなのではないか。都道府県が仲介することも考えられるが、都道府県にとって都合が良いようになり、場合によっては反分権的な色彩を帯びる懸念もあるのではないか。

（政府内での横断的な対応に関する議論）

- 政府内の横串の視点について、分権提案とは別に、国において事務配分の適正性を検証するようなプロセスを準備することを打ち出すことは大変重要ではないか。各省庁は、目の前の政策的な課題解決に注力しており、リソースの問題を考える余裕がないところがあるため、総務省が全体として事務配分を適正化することが考えられるのではないか。
- 地方自治制度を微修正してだけでは自治体の現場の問題に対応できず、また、デジタル化が現場で進まなかった原因について受け止めないといけない。今回、現場の声を聞いて議論ができたのは良かったが、今後は、地方自治制度と現場をつなぐ個別法の分野、各省庁の政策のあり方を政府の中で議論していく必要があり、時間をかけて、各省庁横断的なワーキンググループを創設し、地道に検討していく必要があるのではないか。

第6回研究会における主な議論⑤

【地方議会議員のなり手不足への対策に関する議論】

- 地方議員のなり手不足について、マイナバーを活用したインターネット投票など、若い世代が政治に関心を持つ環境を整備しないといけないのではないかな。
- 地方議会の女性議員とやりとりしていると、議員の個人情報公開されていることは、地方議員になるに当たって女性にとってはハードルが高いと聞く。議会として、議員の個人情報の公開についてどう考えるか、議論が必要ではないかな。
- 町村議会における無投票対策の取組には意義があると思うが、議会事務局の人員が手薄であるという問題がある。議員のなり手不足と、事務局の負担の問題の解決には、双方の議論が必要ではないかな。
- 地方議員のなり手不足については、居住要件に関する議論があるが、昨今はその自治体に全く関係ない人が首長選挙に出ており、居住要件の緩和が、狙い通りの議論になるのかは慎重に考えた方がよいのではないかな。
- 地方議会議員のなり手不足について、居住要件の緩和は、ポピュリズムとの関係で難しい問題である。イギリスでは、広域自治体である合同行政機構の首長に立候補するためには、一定数の住民による推薦が必要とされているが、これを参考に、一定数の住民からの推薦を立候補の要件とすることが考えられるのではないかな。
- 議員のなり手不足について、公務員との兼業制限は、日本は従前から国際的に見ても厳しい考え方をとっている。これまでも議論があったが、制度を変えるところまでには至っていない。居住要件は、交流人口や関係人口の話があるが、議論が進んでいない。趣旨と全く違う方向で使われてしまわないように気をつける必要がある。

【地域を支える産業等に関する議論】

- 広域連携については、広域行政体の創設と、自主的な官民連携プラットフォームの二つの方法がある。プラットフォームについては、今でもある程度の対応はできるが、地域での強い協働意識やリーダーシップが必要であるなど限界があることから、財源の問題への対応を含め、広域行政体を創設しやすくするという方法が考えられるのではないかな。
- 関西広域連合では、議員は兼任、職員も出向者で成り立っており、こうした広域行政体の議員や職員のあり方について、議論の必要があるのではないかな。
- 地方における自治体を維持する観点からは、高等教育と産業が各地域に存在していることが重要ではないかな。

第6回研究会における主な議論⑥

【税財政面の課題対応等に関する議論】

- 地方税の偏在是正について、人材面での東京一極集中は深刻であり、東京と地方は共存関係にあるということをいかに財政制度に反映するかが重要である。利子割や地方法人課税の制度的な是正は重要だが、マクロの効果は限定的であるため、本格的な税制を考えるのであれば、抜本的な制度改革が必要ではないか。
- 地方交付税は、地方の固有財源・共有財源と言われているが、近年、そのことが自明ではなくなっており、共同体としての日本のイメージが薄れてきている。東京生まれ、東京育ちの人が増えてきている中で、財政調整で支え合うことに対する理解があいまい化している。その意味でも、よって立つ理念や原則と、具体的な偏在是正をセットで打ち出す必要があるのではないか。
- 税財政のあり方について、事務に沿って財源が決まるのであれば、東京都に本社がある場合に、東京都に法人税を払うことは自明ではなく、事務の流れを見ると、東京都以外に課税してもよいのではないかという議論になる。神戸市からのヒアリングでも、本社だけではなくて倉庫を置いたところに課税すべきという提案があった。長期的な課題ではあるが、税財政のあり方について、今までとは異なる定義のあり方もあり得るのではないか。
- 東京には地方からの人材の供給もあり、マーケットもつながっているからこそ、財政調整が重要という視点もある。財政調整制度の存在意義として、どこの地域でも同じ税負担をしたときに、同等の公共サービスが提供されるようにすることで、地域間のばらつきを是正させる、という考え方の原則を出して議論しないと、地域間の対立を惹起するおそれがあるのではないか。
- 例えば、固定資産税は応益原則だが、都市部は民間投資による地価上昇に伴う税収増があるなど、個々の地方税の原則に照らしながら、東京一極集中と人口減少の状況を見つつ、個々の状況に応じて対応する必要があるのではないか。
- 地方税に関する報道は、ふるさと納税に関するものが圧倒的に多く、適切な運用とあるべき姿について、検討が必要ではないか。
- 本社機能が東京に集中することを避けるための税務上の政策を本格的に検討すべき時期なのではないか。地方税の見直しについて、一緒に集めて分配するという地方共同税もあり得ると思うが、それと同時に東京ではないところに本社を持っている企業には何か税制優遇するなど、東京一極集中を回避するような観点も今後も検討する必要があるのではないか。